

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
ボイラー設備・空 調機器関係	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	北海道三建サービ ス(株)(札幌市北区北 15条西2丁目1番1 号)	8,800,000円	当院設備設置業者となり、当地 域において他の業者では対応が 不可能であるため。契約の性質 又は目的が競争を許さない時に 該当するため(日本赤十字社会 計規則施行細則第36条3項)	
消防設備保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	北海道ドライケミ カル(株)(苫小牧市音 羽町1丁目17番13 号)	1,966,800円	本設備の保守業務は機器を納入 した左記業者のみの対応である ため。契約の性質又は目的が競争 を許さない時に該当するため(日 本赤十字社会計規則施行細則第 36条3項)	
エレベーター保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	三菱電機ビルテク ノ(株)(苫小牧市表町 5丁目4-7)	3,220,800円	本設備の保守業務は機器を納入 した左記業者のみの対応である ため。契約の性質又は目的が競争 を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細 則第36条3項)	
清掃・警備・電話交 換・リネン・ボイラ ー管理委託業務他	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	北海道クリーンシ ステム(株)	63,092,700円	当該地域において他の業者がい ないため。契約の性質又は目的 が競争を許さない時に該当する ため(日本赤十字社会計規則施 行細則第36条3項)	
MR I 装置保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	明成メディカル(株) 札幌市北区麻生2- 4-13	4,620,000円	本機器保守業務は機器を納入し た左記業者のみの対応であるた め。契約の性質又は目的が競争 を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則施行細 則第36条3項)	

CT装置保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	明成メディカル㈱ 札幌市北区麻生2- 4-13	12,210,000円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	
X線TV装置保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	明成メディカル㈱ 札幌市北区麻生2- 4-13	2,090,000円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	
F-RIS保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	富士フィルムメディカル㈱北海道支店 札幌市東区北18条 西3-1-38	4,948,790円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	
NW機器保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	富士フィルムメディカル㈱北海道支店 札幌市東区北18条 西3-1-38	2,179,992円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	
PACS保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	富士フィルムメディカル㈱北海道支店 札幌市東区北18条 西3-1-38	2,200,000円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	
X線FPD保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	富士フィルムメディカル㈱北海道支店 札幌市東区北18条 西3-1-38	3,635,280円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）	

ステラッド器機保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	㈱ムトウ日高支店 新ひだか町静内吉 野町3-1-6	1,633,500円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）
電子カルテシステム保守	会計課調度係 浦河郡浦河町東町 ちのみ1丁目2-1	令和4年4月1日	キーウェア北海道㈱ 札幌市北区7条西1 丁目1-5	14,256,000円	本機器保守業務は機器を納入した左記業者のみの対応であるため。契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第36条3項）

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。